

〔報告〕 日本の「遺跡保存」の歴史と「保存科学」の役割

朽津 信明

1. はじめに

筆者は、保存科学のこれまでの歴史をまとめることにより、これからの保存科学のありようなどを考えることを目的として、保存科学史学の必要性を提唱している^{1,2)}。本稿では、その一環として特に日本での遺跡保存の歴史を見ることから、それと保存科学との関わりについて考えてみることにする。

日本における遺跡保存の歴史については、既に詳細にまとめられた文献もいくつか出版されている^{3,4)}が、それらでは主として土地開発に伴う遺跡破壊の危機に対する、個々の遺跡保存運動の苦勞の積み重ねが網羅的に取り上げられており、通史として全体像をマクロに捉えようとした視点はどちらかと言えば乏しく感じられる。一方、近代的な土木事業に対抗する市民運動としての遺跡保存ばかりでなく、先人の残した遺産を次の時代に伝えようとした萌芽は近世以前から見出すことが可能^{1,2)}であり、遺跡保存と保存科学との関わりを捉えるためには、俯瞰的に歴史の全体像を捉える作業が必要となろう。

このような観点から、本研究では、近世以前まで含めた日本における遺跡保存の歴史を、まずは通史として捉えることを試みる。次にそれを、保存科学という観点から見直すことにより、遺跡保存と保存科学との関わりについて検討を加える。こうした作業を行うことにより、今後保存科学に要求される観点をあぶり出し、そのことで保存科学の将来に貢献することを目指すこととする。

2. 遺跡保存の起源

本稿における「遺跡」とは、「過去の人々の生活した痕跡を残している土地及びその土地と一体をなしている諸地物⁵⁾」と定義し、能動的にその保存を試みる行為を遺跡保存と捉えることとする。

遺跡保存というものが、具体的にいつ頃から持たれ始めた概念であるのか、その起源を厳密に議論することは極めて難しい。というのは、敢えて「遺跡を保存しよう」という能動的な行為は、自然による劣化なり人為的な破壊行動なり、通常は何らかの保存に反する状況を前提として、その状況との対比で認識される必要があり、相反する要素から独立して過去の人々の「遺跡保存の意思」だけを確認することは、実質上不可能に近いからである。例えば今日、「遺跡保存の要望書」のようなものが表だって提出される場合を考えてみると、普通は何らかの開発事業に伴って遺跡破壊が行われる可能性が想定される場合であり、前提としてそのような危機的状況がなく、また科学的にも良好な状態で存在している遺跡に対して、敢えて保存運動が行われることはまず考えにくい。しかしながら、現実にはそうした良好な状態にある遺跡についても、それを大切に思う人々が何らかの形で尽力を続けているからこそ守られているはずであり、過去におけるそのような表面には現れにくい、遺跡を大切に思う人々の行為を、網羅して議論を組み立てることは現状では不可能に近いと感じられる。

また、劣化または破壊との対比で過去の保存行為が認識される場合であっても、その動機を

厳密に理解することには困難が付きまとう。例えば江戸時代ならば、徳川光圀による多賀城碑保護を求めた仙台藩主宛の書簡¹⁾の例などを指摘することもできるが、それ以前となると、保存を試みたその行為が、果たしてその遺跡の持つ歴史的・文化的価値を意識した上でのものだったのかどうか、確認するのは困難となる。中尊寺金色堂に対し、遅くとも鎌倉時代までには何らかの覆屋が外側に設けられていたことが指摘されている⁶⁾が、それには宗教的動機が多分に含まれていたことが想像され、歴史的建造物としてそれを守ろうとした意図がどこまであったのかはわからない。

一方、古いものを守ろうとした行為ということでは、遅くとも757年には施行されていたとされる養老律令の雑令の22条が参考となる。そこには宿蔵物条という内容が書かれており、「得古器形製異者。悉送官酬直。」とある⁷⁾。これは「形製の珍しい古器を拾得したならば、ことごとく官司に送って報酬を与えるように。」とのことであり、遺跡ではなく遺物の保護というニュアンスではあるが、現代の文化財保護法第百条の「発掘により文化財を発見した場合」の規定に該当するような法令として注目される。養老律令が、それ以前の701年に出されていた大宝律令を踏襲していただろうことは疑いなく、例えば『続日本紀』の713年に見られる、宇陀郡からの銅鐸出土の記録は、こうした雑令の効果による発掘記録なのではないかと解釈される⁸⁾。さらに扶桑略記には、668年に近江崇福寺を建立する際に、「寶鐸(銅鐸のこと)」が出土したことが書かれており¹⁾、その後の処遇までは書かれていないものの、過去の人間の残した「遺物」について、その形態とそれが得られた経緯の記録が残されている、かなり古い事例と考えられる。

これに対して、不動産文化財としての遺跡については、むしろ破壊されたという記録を拾い出すことの方が容易である。例えば平城宮の造営に伴って、それ以前に存在していた古墳が破壊された事実はよく知られており、現在宮内庁によって平城天皇陵と治定されている場所は、もともと5世紀に造られた前方後円墳(市庭古墳)だったものが、平城宮造営に伴って前方部が破壊され、あたかも円墳のような形状で残されたものであることが指摘されている⁹⁾。『続日本紀』の709年の部分には「若彼墳隴。見發掘者。隨即埋斂。」とあり、「墳隴(古墳の意味か)」や「發掘」の言葉が既に見られ、「すぐに埋斂(埋戻し)」するようにとの指示が見られる¹⁰⁾。上記の市庭古墳の件に関しても、完全に壊されて平地になっているわけではなく、恐らくは埋葬施設を伴うであろう後円部中心付近が残されている事実を、その動機はともかくとしても遺跡保存の萌芽的事例と見なすことも不可能ではないかも知れない。こうした大規模な造営に伴う古墳の破壊はもっと古くからあったようで、例えば『日本書紀』の孝徳天皇の項には、650年の難波宮造営に伴う記録として、「爲入宮地、所壞丘墓、及被遷人者、賜物各有差。」と書かれている¹¹⁾。恐らく、「丘墓(古墳)」を「破壊」して、都が造営されたことだろう。

それ以前に遡ると文書での確認は困難となるが、遺構同士の切合い関係から、過去の人の残したものを後に破壊した痕跡を考古学的に指摘することは容易であり、逆にその切合い関係に基づいて、過去の遺跡を破壊せずに敢えて残した痕跡を見つけることも不可能ではない。例えば宮内庁が応神天皇陵と治定する誉田御廟山古墳は、それに30~50年程度先行して存在していた近傍の二ツ塚古墳を破壊することなく築造されたために、濠と堤とを著しく屈曲させて築かれていることが指摘されている(図1)¹²⁾。30~50年程度昔の人が残したものに対して、当時の人々がどのような認識を持っていたかはわからないが、例えば石舞台古墳の発掘調査では、同古墳の築造に伴い、それ以前に存在していた多数の古墳が破壊されたことが判明している¹³⁾。このことから、先行する古墳を破壊して整地してから築造するのではなく、それを敢えて残して形を歪めながら築造することになった誉田御廟山古墳の事例では、過去の人々の痕跡を残そうとした意図をはっきりと汲み取ることが可能である。それ以前の時代でも、遺構の切合い関係

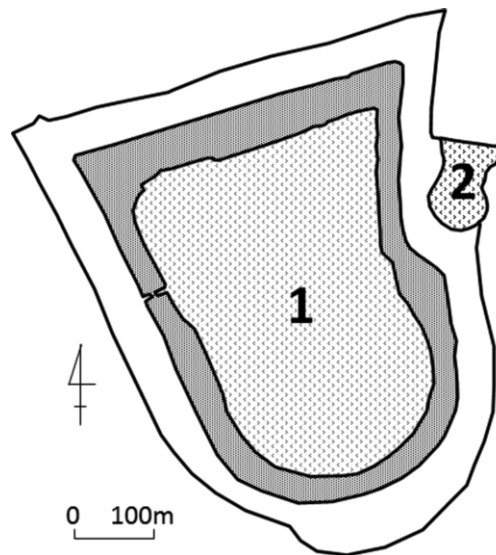


図1. 誉田御廟山古墳と二ツ塚古墳との関係

1：誉田御廟山古墳，2：二ツ塚古墳

東側には二ツ塚古墳が存在するため、壕や堤の形状が歪められて築造されている。

は数多く報告されていることから、それらの中で敢えて前の時代のもを破壊しなかった事例を見つけることも不可能ではないかも知れない。単に前の時代に作られたものを、後の時代に破壊せずに再利用しただけでは遺跡の保存とは見なせないが、誉田御廟山古墳の例のように、同様のケースで前の時代のもが破壊されている別の事例を指摘することができれば、過去の人々の痕跡を破壊せずに敢えて残そうとした、日本列島におけるさらに古い事例に迫ることができるだろう。

3. 高度経済成長期までの遺跡保存

徳川光圀が仙台藩主に宛てた書簡が、明確に多賀城碑の歴史的価値の保存を求めた行為であることを前章で指摘したが、動機の持ちようにはバラつきは想定されるものの、古代には古代なりの、中世には中世なりの、そして近世なりの、それぞれで昔の人々の痕跡を敢えて残そうとした行為は確実に存在していたと考えられる。それが明治以降になって、制度としての文化財保護が推し進められる段階になると、その動機付けは徐々に明確になってくることになる。この章では、近代国家としての日本において、遺跡保存が試みられた初期の事例を見ていくことにする。

日本における文化財保護制度が、1871年の古器旧物保存方に始まり1897年の古社寺保存法へと整えられていく過程はよく知られている¹⁴⁾。遺跡保存に関係するものを拾えば、1874年の「御陵墓調査上発見ノ古墳届出方」、そして1880年の「御陵墓所在未定ノ分取調ニ付人民私有地内古墳等発見ノ届届出方」を経て、1919年の「史蹟名勝天然紀念物保存法」によって確立されたと見ることができるだろう。こうした保護制度は、国から国民に通達されるという方向で捉えるばかりでなく、当時の社会情勢の中で、国民側からの要望を受ける形で、制度に基づいて国が対応したという方向も意識する必要がある。

例えば、平城宮跡の保存に関する江戸時代から続く人々の尽力について、国土交通省による

国営公園化事業の中で詳細にまとめられている¹⁵⁾。それによれば、享保年間(1735~40年頃)の日本輿地通志畿内部には既にその存在が触れられており、1852年の北浦定政による測量、1906年の棚田嘉十郎らによる「平城宮址保存会」の結成、さらには1913年の徳川頼倫を会長とする「奈良大極殿址保存会」の結成を経て、国家による保護制度の下で1922年に史蹟指定に至る経緯が示されている。なお、平城宮跡についてはその後、1961年に近鉄が操車場の建設計画を提示したのに対して保存運動が巻き起こり、1962年には国が土地を買い上げるに至り、さらに1964年には国道24号線バイパス計画が持ち上がり、最終的には1968年にバイパスの迂回が決定されて保存が図られている。

平城宮跡の棚田嘉十郎のケースのように、遺跡保存のために尽力した人々が個別に取り上げられ語り継がれる事例は他にも少なからず存在する。例えば1901年からの長浜尾新大塚先儒墓所保存會による同墓所の保存運動¹⁶⁾。大正年間(1920年)から発掘が行われていた、縄文時代の遺跡である八戸市の是川遺跡の保存に尽力した泉山兄弟¹⁷⁾。石炭採掘のために破壊の危機があった桂川町の王塚古墳を、1934年の発見当初から一貫して守り続けた西村二馬¹⁸⁾。さらに1943年の登呂遺跡調査開始時からその保存に尽力した森豊¹⁹⁾。その他、文化財保存全国協議会によってまとめられた『遺跡保存の辞典』には、様々な人の名が、遺跡保存尽力者として紹介されている⁴⁾。

やがて、特定の熱心な人々の尽力ばかりでなく、一般市民をも巻き込んだ、組織的な住民運動としての遺跡保存活動が行われるようになる。その先駆的な例として取り上げられることが多いのが、堺市のイタスケ古墳である³⁾。1955年に、同古墳を破壊して宅地造成する計画が持ち上がり、それに対して保存を求めた市民運動が広がりを見せたことで、最終的に土地が買い上げられ史蹟指定されて古墳が保存された経緯は、遺跡保存の成功例として知られている。こうした住民運動による遺跡保存は、1963年からの加曾利貝塚保存運動へと繋がり、やがて1970年には、上で紹介した文化財保存全国協議会が発足するに至っている。同会の規約によれば、「全国の埋蔵文化財を主とする文化財が、国民共有の財産として、保存され、かつ正しく活用されるために必要な活動をおこなうこと」が目的として謳われている²⁰⁾。その後に見える、数々の遺跡保存を求めた住民運動については、先述の『遺跡保存の辞典』⁴⁾を参照されたい。

その頃には日本は高度経済成長時代を迎えており、土地開発に伴って「開発か遺跡保存か」の議論が日常的に行われるようになってくるが、そうした中で1966年に文化庁によって打ち出された「風土記の丘構想²¹⁾」は、それに対抗するような施策として注目される。これは、「古墳、城跡等の遺跡等を広域保存するとともに、歴史資料等を収蔵・展示する資料館を設置することによって、遺跡と資料の一体的な保存や活用を図ることを目的と」したものであり、1966年の西都原風土記の丘を第一号として、その後各地に作られている。既に見てきたように、個別の遺跡保存はそれ以前から試みられていたが、広域にまたがる複数の遺跡を面的に捉えようとした点に新規性が認められる。ただしこの「風土記の丘」は、現在までに16カ所設けられているとは言えそれは全都道府県数の三分の一に過ぎず、当初の構想から考えると、十分な広がりを見せているとはとても思われない。

4. 遺跡保存をめぐる裁判から

前章で述べた「開発か遺跡保存か」の議論は、やがて法廷に持ち込まれて議論される場合が出てくることになる。ここでは、特に遺跡保存をめぐる行われた裁判について具体的に紹介し、その結末を年代ごとに確認する。

まず、日本における最初の遺跡保存をめぐる裁判は、1969年の難波宮跡訴訟²²⁾である。これは、

その前年に大阪市によって難波宮官衙推定地に青少年教育センター建設が計画されたのを受けて、「難波宮址を守る会」が建設中止を求めて提起した住民訴訟である。裁判は、1979年に和解という形で終了している。

続いて、1971年には加茂遺跡訴訟²³⁾が起きている。これは、摂津市にある弥生時代の集落遺跡である加茂遺跡の範囲内で、市道建設のための工事が始められたことに対し、「加茂遺跡を守る会」が工事中止を求めて提起した住民訴訟である。裁判は、1980年に和解という形で終了している。

その後1974年には、青木遺跡訴訟²⁴⁾が起きている。これは、米子市にある古代の複合遺跡である青木遺跡において、市道建設計画などが出されたことをを受けて、「青木遺跡を守る会」が工事中止を求めて提起した住民訴訟である。裁判では、原告の求める工事中止の仮処分が認められず、工事が進行してしまっただけで、原告側が訴えを取り下げる形で1975年に終了している。

同じ1974年には、伊場遺跡訴訟²⁵⁾が起きている。これは、行政処分の取消しを求めた行政訴訟（取消訴訟）である。伊場遺跡は、静岡市にある弥生時代の集落遺跡で、1954年に静岡県指定史跡となったが、国鉄の電車区移転先としてこの場所を提供する前提で、1973年に指定解除がなされたのである。これに対して研究者らは、既に行われていた指定解除という行政処分の違法性を提起したものであり、それまでに前例のあった、まさにこれから行われようとしている遺跡破壊の中止を求めた住民訴訟とは性質が異なっている。結局この裁判は最高裁まで争われ、最終的には1989年に、原告不適格という形で結審している。これは、指定解除という行政処分が合法であったかどうかではなく、「その行政処分によって、原告である研究者らは不利益を被ったのかどうか」が裁判で争われ、結論として「不利益は発生していないため、そもそも処分の違法性を裁判の場で議論する必要がない」という判断が導かれたと総括される。

その後は直接的に遺跡保存そのものを争った訴訟は影をひそめることになる。強いて類例を探すと、景観保全が争われた1989年の和歌の浦景観保全訴訟²⁶⁾が挙げられる。これは、万葉集にも詠まれた景勝地である和歌山市の和歌の浦で、1988年に新不老橋という車道橋の建設計画が出され、翌年に建設が始まったことをを受けて、「和歌の浦景観保全訴訟原告団」が建設費の公費支出停止を求めて1989年に提起した住民訴訟である。原告は文化財保護法を根拠としたが、文化財保護法の下で文化的景観の概念が具体的に示されるのは2005年のことであり、この時代には同地域は保護法下での指定は受けていなかった。その結果、1991年に新不老橋は完成し、裁判も1994年に原告敗訴の形で結審している。

遺跡保存を求めた近年の訴訟例としては、1999年の田和山遺跡訴訟²⁷⁾が挙げられる。これは、松江市立病院の建設予定地の事前調査で1997年に弥生時代の環濠遺跡（田和山遺跡）が見つかり、松江市が予定通り市立病院建設を実行しようとしたのに対して、「田和山遺跡を考える会」が遺跡保存を求めて提起した住民訴訟である。結局、松江市側が2000年に方針転換して遺跡保存の方向性を表明したのを受け、原告側が訴えを取り下げる形で2001年に裁判は終了した。

最後に、和歌の浦景観保全訴訟との対比で、2007年の通称・鞆の浦世界遺産訴訟（以下、「鞆の浦訴訟」とする）²⁸⁾を取り上げる。これは、福山市の景勝地である鞆の浦に、1983年に埋め立て・架橋計画が持ち上がり、様々な経緯を経た後に2004年頃からその推進が福山市によって示されたのを受け、2007年に「鞆の世界遺産実現と活力あるまちづくりをめざす住民の会」が、埋め立て免許の差止めが広島県知事によって行われることを求めて提訴した差止め訴訟（行政訴訟）である。裁判では原告適格が認められ、2009年の第一審判決で訴え通り県知事に免許差止めをを求める判決が出されている。

以上のように見てきた遺跡保存に関連する裁判について、年代ごとにその結末を整理してみ

る。まず、初期の事例として取り上げた1969年の難波宮跡訴訟と1971年の加茂遺跡訴訟では、いずれもが和解という決着となっている。ところが、1974年の青木遺跡訴訟では、原告側の目的が遂げられずに取り下げとなり、1974年の伊場遺跡訴訟では原告適格が認められず、関連として取り上げた1989年の和歌の浦景観保全訴訟では、原告敗訴の判決が出ている。つまりこの時代の裁判の結末には、いずれも原告側の主張が受け入れられていないという共通点がある。その後の1999年の田和山遺跡訴訟では、原告側の主張が受け入れられた形での取り下げで決着しており、2007年の鞆の浦訴訟では原告適格が認められ、近年の訴訟ではいずれも原告側の主張がある程度受け入れられていることになる。

5. 日本の経済成長と遺跡保存

前章までに見てきた、各年代の遺跡保存に関わる社会情勢について、日本の経済成長との関連で考えてみることにする。図2に、内閣府の発表した日本の経済成長率推移のグラフ²⁹⁾を示す。

日本の高度経済成長期は1954年から1973年までとされるが、それ以前に行われていた遺跡保存は、基本的には遺跡を大切に思う特定の人々の尽力による面が大きく、イタスケ古墳のような住民運動によって遺跡保存が求められるようになる(1955年)のは、まさに高度経済成長期に入ってからのものであることがわかる。その中でも第一次高度経済成長期とされる1964年以前には、まだ遺跡保存訴訟も起きておらず、またイタスケ古墳や平城宮跡のように全面保存となっている遺跡の事例も見ることができる。もちろん、いつの時代にもさまざまな事例があるのであり、その中から特定の事例だけを取り上げて時代を語ろうとすることには危険も伴うが、少なくとも遺跡保存をめぐる訴訟がまだ起きていない時代という捉え方は可能である。

これに対して1965年からの第二次高度経済成長期になると遺跡保存が法廷で争われるようになっていくが、既に見たようにいずれもが和解で決着している。この時代に保存が図られた他

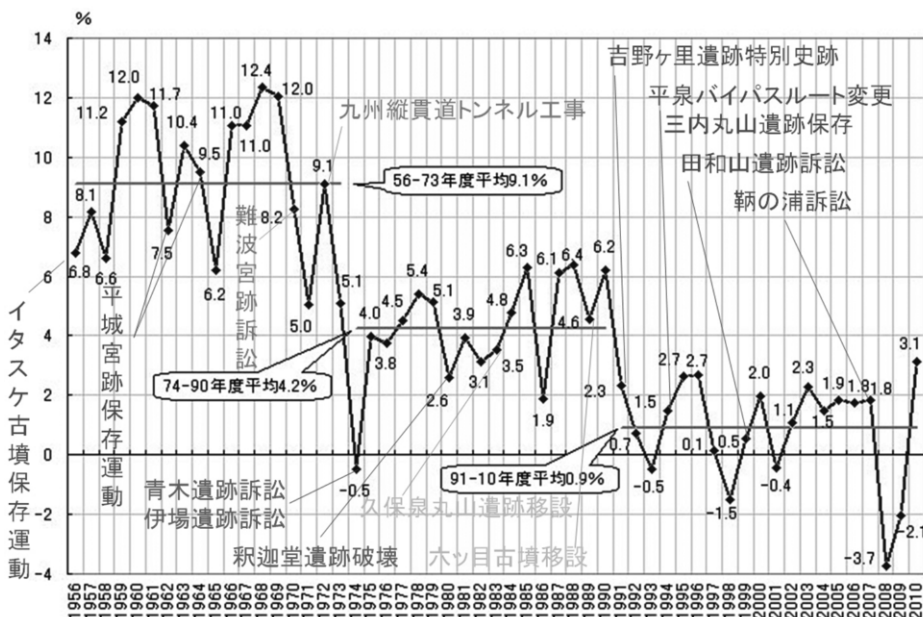


図2. 日本の経済成長率と遺跡保存 (内閣府²⁹⁾に基づく)

の遺跡の事例を考えてみても、1968年の東名高速道建設時に高架の形で遺構面の破壊を免れた静岡市の片山廃寺跡³⁰や、1972年の九州縦貫道建設に伴い、トンネル工法により破壊を免れた熊本市(当時城南町)の塚原古墳群³¹など、破壊の危機に瀕しながらも、何らかの妥協が探られながら遺跡保存が図られた事例を挙げることができる。もちろん、1967年からの函館空港滑走路延長工事時に見つかった遺跡³²のように、この時代に消滅してしまった遺跡も少なからず指摘できるものの、3章で触れた1966年の「風土記の丘構想」はまさにこの頃に提起されたものであり、一応は「開発か保存か」の妥協点が探られた時代とまとめられるだろう。

その後、1973年のオイルショックの影響で1974年には日本の経済成長率が初めてマイナスに転じるが、この年に起きた青木遺跡訴訟と伊場遺跡訴訟では、「開発か保存か」の議論よりも先に開発が実行されている。つまり、遺跡保存が困難となる社会情勢は、よく言われるように高度経済成長そのものによって与えられたのではなく、むしろその後の低成長期に入ってからの、どちらかといえば経済的行き詰まり状況の中で生じてきた側面の方が大きいと思われる。ちなみによく知られている、埋蔵文化財に関する条項などを含んで行われた1975年の文化財保護法改正では、その改正理由の一つとして「今日(1975年のこと：筆者註)までの間における広範で急激な経済的社会的変動とこれに伴って生じた文化財保護の一層の充実強化の必要性」ということが挙げられている³³。この時代にも、例えば中央自動車道建設に伴い1976年に発見されて1979年には国指定史跡として保存された長野県の阿久遺跡³⁴のように、遺跡保存が実現した事例も僅かには見出すことができるものの、全体としてみればこの時代に提起された裁判の行方に見られるように、どちらかと言えば遺跡破壊が優先された時代としてまとめられそうである。1980年に同じ中央自動車道建設に伴い破壊された釈迦堂遺跡の事例³⁵は、先述の九州縦貫道建設時の塚原古墳群の保存事例と対比した場合に、この時代の象徴的事例として挙げるができる。

ただし、低成長期と言われるこの時代の中でも、1983年の九州横断道建設に伴い、佐賀市の久保泉丸山遺跡が移設保存された事例³⁶(図3)のように、その後半になると現状保存ができないなりに、最低限の保存が試みられる事例が見られるようになる。他に、1989年の四国横断道建設に伴う国分寺六ツ目古墳の移設保存³⁷など、この時代に類似した遺跡移設の事例を他にも見出すことが可能である。



図3. 移設された久保泉丸山遺跡(写真提供：佐賀県教育委員会)

その後、1991年にバブルが崩壊し、日本経済は新たな方向に向かうわけだが、この年には佐賀県の吉野ヶ里遺跡（図4）が国の特別史跡に指定されている。吉野ヶ里遺跡保存の経緯については遺跡保存関連の文献では必ずと言っていいほど取り上げられている³⁸⁾ように、もともとは工場団地建設予定地だったものが、報道の過熱に伴って遺跡保存の方向へとシフトし、1992年には国営公園化も決定されるのである。その1992年は、ちょうどユネスコの世界遺産条約に日本が批准した年でもあり、まさに遺跡保存というものが世間的に注目されるきっかけとなった年と言える。もちろんこの時代に入っても、例えば世界遺産登録を見据える羽曳野市の古市古墳群の中で、2008年に宅地造成に伴って城不動坂古墳の石室が破壊された事例が新聞で報じられた³⁹⁾ように、遺跡破壊のケースは枚挙に暇がないが、1994年に全面保存が決定された三内丸山遺跡⁴⁰⁾など、かつてに比べて遺跡というものは確実に一般の人々にもその存在意義が認識される存在となってきている。そうした世論の風向きを変化させた背景の一つに、バブル崩壊による経済停滞期に入ったタイミングである点を指摘することも可能かと思われ、敢えて極端な表現をすれば、「工場」に代わる地域振興の担い手としての新たな経済基盤として、「遺跡」という産業が捉えられ始めたと言え位置づけられるかも知れない。

近年の訴訟例として前章で紹介した、田和山遺跡訴訟と鞆の浦訴訟での結末はまさにこうした時代背景の中で捉えることができ、また道路建設の事例で対比すれば、1994年に岩手県の平泉バイパスが、柳之御所遺跡を避けるような形にルートを変更された事例⁴¹⁾を挙げることができる。2011年には、柳之御所遺跡自体はリストから外れた形で「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」が世界遺産登録されているが、バイパスのルート変更は、結果として世界遺産の景観を守ることに寄与した形となっている。経済停滞期における地域振興策の一つとして、遺跡保存が位置づけられるようになったことを示す一例であろう。

6. 遺跡保存と保存科学の関わり

さて、それでは日本における遺跡保存の歴史をこのように見通したとき、新しい領域として誕生した保存科学は、どのような位置づけ、役割で遺跡保存との関わりを持っていったのだろうか。最後にこの点について見ることにしよう。



図4. 吉野ヶ里遺跡（写真提供：佐賀県教育委員会）

保存科学という言葉自体は1952年に作られた造語だが、日本における保存科学の歴史は、既に様々な本でもまとめられている⁴²⁾ように、1916年の法隆寺壁画保存方法調査委員会に起源が求められる場合が多い。ただし、その後暫くの間は、保存科学の研究対象としては絵画や仏像などが中心であり、遺跡保存と保存科学が直接関わる事例はあまり見出すことができない。一方で、例えば宇城市の浄水寺古碑群に、1831年に地元有志によって笠がかけられた事例¹⁾のように、今日の文化財保存の概念に該当するような、対象の歴史的価値を十分認識した上でその劣化原因を考察し、それを取り除くことを意図して能動的対処が行われた事例は、もっと以前からも指摘することができる。

近代以降の保存科学が直接的に遺跡保存と関わりを持つことになったのは、恐らくは浜松市の蜷塚遺跡の事例がその先駆けだろう⁴³⁾。蜷塚遺跡の発掘は1955年に始まるが、1959年から住居址の剝落防止措置や貝塚の貝層断面の露出展示に関する科学的研究が試みられている⁴³⁾。さらに1964年からの三殿台遺跡の保存・活用では覆屋による遺構の露出展示が試みられ、その後の平城宮跡や加曾利貝塚遺跡など、3章で遺跡の保存運動の実例として紹介した遺跡も含め、高度経済成長時代にさまざまな遺跡の科学的保存処理が試みられている⁴⁴⁾。つまり、保存科学はもともと美術品を中心に発展してきた学問体系であるが、結果的に見れば高度経済成長というものが、保存科学に遺跡保存という新しい方向性を与えた一面を指摘することができる。

一方、低成長時代には先述のように遺跡の破壊例が増えることになるが、例えば破壊された例として前章で取り上げた釈迦堂遺跡でも、破壊前に型取りされていた住居址が、中央道完成後に釈迦堂パーキングエリア近傍に開館した釈迦堂遺跡博物館の横に、レプリカとして復元されて公開されている。この場合には現物が消滅した後にレプリカが展示されており、こうした困難な事態を経験しながら、保存科学が学問として向上していく過程を実感することができる。また、久保泉丸山遺跡や国分寺六ツ目古墳の移設に際しては、移設前の前処理にはもちろん、移設後の維持管理においても、強化処理や劣化防止処理などの保存科学的対処が施されている。つまり、それ以前に求められていた遺跡保存の事例に比べ、この時代にはより高度な要望が現れ始めたことで、低成長期は遺跡保存に関わる保存科学が技術的に発展した時代として見ることもできるだろう。

その後、バブル崩壊後の遺跡保存では、吉野ヶ里遺跡に象徴されるようなディスプレイ重視の傾向がはっきりと見られるようになる。例えば文化庁次長によって1998年に示された「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の通知の中には、「埋蔵文化財保護の基本的な考え方」として、「保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること」と、活用の方向が明確に謳われている⁴⁵⁾。地域振興の担い手として期待される遺跡という存在は、そのままの状態でもただ傷まないように保たれるだけでなく、有効に活用されていくことが要求されることになったのである。例えば前章で保存例として触れた柳之御所遺跡については、発掘された遺構が保存されることとともに、隣接する柳之御所資料館ではCGによって当時の建物の外観が復元されて展示されている⁴⁶⁾。このように、経済停滞期は、遺跡保存に関わる保存科学研究の多様化を促した時代と言えるだろう。

この多様化の方向性は、社会情勢との折り合いという観点をも含める形で、保存科学にさらに厳しい要求を突き付けることになる。例えば「地球にやさしい」や「省エネ」、「エコ」、さらには「耐震」や「防災」といった、その時々で取り沙汰される社会的要求は、遺跡の公開・活用時にも必然のように求められることとなる。遺跡の公開施設でのランニングコストは最低限に抑えられることが求められ始め、またそれまではあまり意識されていなかった耐震や免震と言った言葉が仕様として当然のように出てくることになるのである。例えば1985年に造られた

福岡県・金隈遺跡の遺構展示施設は、空調施設を伴う本格的な建造物であるのに比べて、2004年に造られた同じ福岡県の船迫窯跡の遺構展示施設では、空調はおろか照明施設すら伴わず、自然光での見学が意図されている⁴⁷⁾。これは明らかに、「省エネ」という時代の要請が強く意識された結果と考えられるだろう。保存科学は、ただ遺跡を良い状態で残していくことだけではなく、その時々々の社会情勢が要請する様々な条件の制約を受けながら、なるべく良い状態でそれを残し、また適切に公開活用されていく方向性を求められる状況となってきたのである。

7. おわりに

以上、これまで見てきたように、遺跡というのは、その遺跡自身が持つ歴史的文化的価値ばかりでなく、その時々々の社会的な時代背景の影響を極めて大きく受けることで、その保存の方向性が変わってきているという歴史がわかる。本稿を作成している現時点でも、まさに破壊されようとしている遺跡が恐らくはあることだろうが、それでも概して言えば、日本が高度経済成長期から低成長期に入った頃に比べて、遺跡保存という概念は確実に市民権を得ているように見える。しかしながらその一方で、環境問題は大きく取り上げられるようになり、経済の停滞から遺跡保存にも経済効率が要求される機会が急増し、保存科学に対して求められる要求レベルは確実に上がり続けている。かつて高度経済成長時代に辛うじて破壊を免れた遺跡を、自然の劣化から守る方法を先人たちが手探りで開発していったように、あるいは低成長時代に開発が優先されて破壊されていく遺跡を、一部だけでも何とか救い出して適切に残していくための手法を、先達が時代に追い立てられながら編み出していったように、今の我々にも、様々な社会情勢に向き合う形での技術的対応が求められている。これまでの歴史を謙虚に受け止めながら、そうした要望に真摯に応えていく姿勢が望まれる。

謝辞

本稿を構成するに当たり、以下の方々及び組織から有益な情報をご教示いただいた。記して御礼申し上げます。(情報が本文内で使用されている順)九州国立博物館の三輪嘉六氏、熊本県立装飾古墳館の池田朋生氏、島根県教育委員会の松本岩雄氏、市立函館博物館、釈迦堂遺跡博物館、岩手県平泉町教育委員会、千葉市立加曽利貝塚博物館。また、写真をご提供いただいた佐賀県教育委員会に謝意を表します。

参考文献

- 1) 朽津信明：日本における覆屋の歴史について、保存科学, 50, 43-57 (2011)
- 2) 朽津信明：日本における近世以前の修理・修復の歴史について、保存科学, 51, 111-120 (2012)
- 3) 椎名慎太郎：『遺跡保存を考える』, (1994) 岩波新書
- 4) 文化財保存全国協議会(編)：『新版 遺跡保存の辞典』, (2006) 平凡社
- 5) 板橋区教育委員会編：埋蔵文化財保護の手びき (1997)
- 6) 国宝中尊寺金色堂保存修理委員会：国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書 (1968)
- 7) 井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫：『日本思想体系 律令』, (1977) 岩波書店
- 8) 石橋茂登：銅鐸と寺院—出土後の扱いに関して、千葉大学人文社会科学研究所, 21, 219-232 (2010)
- 9) 古尾谷知浩・館野和己・高妻洋成：平城京等の調査 市庭古墳の調査—第282—13次・第282—11次・第282—12次、奈良国立文化財研究所年報 (1998)

- 10) 宇治谷孟：『続日本紀（上） 全現代語訳』，(1992) 講談社学術文庫
- 11) 『日本書紀』上下，(1967) 岩波書店
- 12) 白石太一郎：『天皇陵古墳を考える』，(2012) 学生社
- 13) 濱田耕作：大和島ノ庄石舞台古墳の第二回調査に就いて，考古学雑誌，**25**，459-474 (1935)
- 14) 三輪嘉六：九州で始まった文化財保存，『文化財の保存と修復⑧』，文化財保存修復学会，pp. 9-20 (2006)
- 15) 国土交通省国営平城宮跡歴史公園：計画策定に当たっての基本的な考え方（資料），(2008)
- 16) 大塚先儒墓所保存會：『大塚先儒墓所保存會報告書』(1917)
- 17) 保坂三郎：『是川遺跡』，(1972) 中央公論美術出版
- 18) 玉利勲：『装飾古墳紀行』，(1984) 新潮社
- 19) 森豊：『写真・登呂遺跡』，(1958) 社会思想研究会出版部
- 20) 文化財保存全国協議会：文化財保存全国協議会規約 (1970)
- 21) 文化庁：風土記の丘設置要綱，(1966)
- 22) 難波宮跡訴訟記録保存会：『難波宮跡の保存と裁判』，(1980) 第一法規出版
- 23) 六甲山麓遺跡調査会：保存貫いた市民運動 川西・加茂遺跡，(2005)
- 24) 青木遺跡訴訟をすすめる会・青木遺跡を守る会・山陰考古学研究所：青木遺跡訴訟資料集，(1976)
- 25) 椎名慎太郎・遠江考古学研究会：『歴史保存と伊場遺跡』，(1987) 三省堂
- 26) 和歌の浦景観保全訴訟の裁判記録刊行会：よみがえれ和歌の浦—景観保全訴訟全記録，東方出版 (1996)
- 27) 島根県松江市教育員会：史跡田和山遺跡整備事業報告書 (2008)
- 28) 角松生史：景観利益と抗告訴訟の原告適格—一の浦世界遺産訴訟をめぐる景観利益と抗告訴訟の原告適格—一の浦 世界遺産訴訟をめぐる，日本不動産学会誌，**22**，71-77 (2008)
- 29) 内閣府：経済成長率の推移 (2012)
- 30) 静岡県教育委員会：史跡片山廃寺跡保存管理計画 (2000)
- 31) 熊本県教育委員会：塚原古墳群調査報告書—熊本県下益城郡城南町塚原 (1976)
- 32) 函館空港遺跡調査団・函館市教育委員会：函館空港拡張工事に伴う遺跡発掘調査報告書—函館空港第4地点・中野遺跡 (1977)
- 33) 文化庁次長（通知）：文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について (1975)
- 34) 原村教育委員会：阿久遺跡（第5次発掘調査）—重要遺跡範囲確認緊急調査報告書 (1979)
- 35) 山梨県教育委員会・日本道路公団：釈迦堂1，山梨県埋蔵文化財センター調査報告第17集 (1986)
- 36) 佐賀県教育委員会：久保泉丸山遺跡，九州横断自動車道関係埋蔵文化財発掘調査報告5 (1986)
- 37) 香川県埋蔵文化財調査センター（編）：国分寺六ツ目古墳，四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告第28冊 (1997)
- 38) 七田忠昭：『吉野ヶ里遺跡—復元された弥生大集落』，(2005) 同成社
- 39) 読売新聞2011年1月24日付
- 40) 岡田康博：『三内丸山遺跡 再現された縄文大集落』，(2012) 同成社
- 41) 岩手河川国道事務所：平成22年度業務概要 (2011)
- 42) 沢田正昭：『文化財保存科学ノート』，(1997) 近未来社
- 43) 浜松市教育委員会：蜷塚遺跡〈総括篇〉(1962)
- 44) 江本義理：保存科学の観点から見た遺跡整備と覆屋，月刊文化財，**318**，23-28

- 45) 文化庁次長（通知）：埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（1998）
- 46) 岩手日報2010年4月24日付
- 47) 東京文化財研究所：覆屋保存を考える，第24回国際文化財保存修復研究会報告書（2010）

キーワード：科学史 (history of science)；経済成長率 (economic growth rate)
；市民運動 (citizens' movements)；訴訟 (lawsuit)；レプリカ (replica)

History of the Conservation of Ruins in Japan and the Role of Conservation Science

Nobuaki KUCHITSU

History of the conservation of ruins in Japan is reviewed as a part of the history of conservation science in Japan. Concept of protecting traces of past people can be detected even before the Meiji Restoration. For example, there is a 5th century tomb whose shape was intentionally distorted at the time of its construction in order to keep another already-existing tomb nearby. Moreover, activities of people who tried to protect ruins with full recognition of their historical value can be pointed out from the Edo period. Citizens' movements demanding conservation of ruins arose during the era of high economic growth (after 1954). There are actually ruins that have been preserved as a result of the success of such movements at the beginning of the era. Citizens' suits demanding conservation of ruins arose during the second half of the era of high economic growth (after 1965). Although reconciliation was achieved during the era of high economic growth, preservation of ruins was no longer accepted during the era of low economic growth (after 1974). However, preservation of ruins became accepted gradually during the era of economic stagnation (after 1991). Conservation science in Japan had been focused more on the conservation of movable objects but was given a new subject, conservation of immovable heritage, by the era of high economic growth. Then, in the era of low economic growth, conservation science was required to develop technically. Now, in the era of economic stagnation, conservation science is being desired to become diversified in order to utilize ruins effectively.